

お 知 ら せ

平成24年度梅雨前線豪雨災害に伴う災害復旧工事に係る特例措置の改正について

平成24年度梅雨前線豪雨災害に伴う災害復旧工事に係る特例措置のうち、『「平成24年度梅雨前線豪雨災害」に係る災害復旧工事における配置技術者の雇用関係の取扱いについて』について、下記のとおり一部改正します。

◎対象工事

中津市が発注する土木一式工事及び舗装工事のうち、工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事。ただし、専任の監理技術者の雇用関係については、平成24年度梅雨前線豪雨災害に伴う災害復旧工事に限る。

◎主任技術者、専任の主任技術者及び専任の監理技術者の雇用関係

上記対象工事に配置される主任技術者、専任の主任技術者及び専任の監理技術者については、受注者との間に、契約締結日の前日までに直接的な雇用関係があることを要件とする。
(現行：開札日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを要件とする。)

◎適用時期

本措置の改正については、平成25年7月1日以降に指名通知する対象工事案件について、当面の間、適用します。